

山口県公立大学法人評価委員会（第3回）の審議要旨

- 1 日 時 平成18年5月24日（水） 10:30～12:00
- 2 場 所 県庁共用第5会議室
- 3 出席委員 牛見委員、久保田委員、呉委員、小林委員、松浦委員（50音順）
- 4 報告事項
第2回評価委員会審議要旨について
- 5 審議事項

中期目標・中期計画

● 委員 ◇ 委員長 □ 事務局 ☆ 法人

【業務運営関係】

- トップマネジメントの推進については、これまでも法人から思いを聞かせていただいております。非常に期待しています。

これに関連して、中期計画に、学長選挙を廃止し、新たな理事長（学長）選考の仕組みを構築するとあるが、どのような仕組みを考えているのか。

また、外部有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実方策として、同窓会との効果的な連携を図るとあるが、大学の入口、出口を山口県に限定することなく、学生を広く集めて全国に輩出し、全国の卒業生の連携、情報公開のもとで、新たな企画を行っていくという方向で進めてはいかがか。

- ☆ 理事長（学長）の選考の仕組みについてであるが、まず、理事長（学長）は、法律上、法人に選考機関を設置し、その選考機関が選考方法を定めて選考することになっており、私どもの法人においては、経営審議会から4名、教育研究評議会から4名、計8名の委員で構成する理事長選考会議を設置している。

具体的な理事長選考の方法については、経営審議会と教育研究評議会が、それぞれ2名ずつ、理事長候補者を、順位をつけずに理事長選考会議に推薦する。その中から理事長選考会議が面接等により最終的に選考する。

理事長選考会議の権限を担保しながら、学内の意向にもある程度配慮するというところで、教員は10名以上の連署により、教育研究評議会に理事長候補者を推薦することができることにしており、学内推薦候補者が2名以上ある場合には、投票などにより1名に絞り込んで教育研究評議会に推薦し、教育研究評議会は、その学内推薦候補者1名については、必ず理事長選考会議に候補者として推薦する。

教育研究評議会は、2名の推薦枠があるので、残りの1名については教育研究評議会が、独自に選ぶ権限を担保している。

次に同窓会についてであるが、県立大学の卒業生は1万1千人程度であり、全国各地で活躍されている。

同窓会は桜圃会という名称であるが、全国的に組織化されており、県内に限らず、全国各地で活躍されている卒業生の方からも、大学運営、法人経営について意見をいただき反映させていきたいということで、同窓会代表の方に、経営審議会の委員に就任していただいております、各地に設置されている同窓会の支部に理事長が出向いて意見をうかがう機会も設けることとしている。

□ 昨年の法人化準備委員会における一番大きな課題は、理事長・学長一体型である県立大学の場合、理事長（学長）に権力が非常に集中するので、その適格性をどういう形で判断していくかということであり、独自の方法として、理事長選考過程の中で、教育研究評議会に教員の推薦枠を設けようということになった。

また、一方で適格性に欠ける者に対しては、罷免の制度もあり、その辺りをうまく組み合わせて、バランスのとれた制度設計としている。

同窓会については、同じ意見が法人化準備委員会の委員から強く出されたところであり、同窓会の活用が、地域貢献、地域に開かれた大学づくりの原点だということである。

同窓生の方に頑張ってください、地域開放の原点になっていただきたいということで、強く同窓会にも申しあげている。

● 理事会を置かない理由、理事と経営審議会、教育研究評議会との関係、実際に事務を行う職員は県の派遣かどうかということについて伺いたい。

☆ 理事会を置かないことについてであるが、法人には重要な事項を審議する必置の機関として経営審議会と教育研究評議会が置かれており、理事会を置くとすれば、理事会でその重要事項についてさらに審議が行われることになり、いわば屋上屋を重ねる形になる。

迅速な意思決定、効率的な大学運営を行うということ、また、経営審議会と教育研究評議会の権限を明確にして、そこで責任を持って審議していただき、その結果を踏まえて理事長が最終的に判断するというので、理事会を置かないこととした。

理事の役割については、経営審議会と教育研究評議会にそれぞれ分担して加わっており、各理事は、その審議機関において理事として責任ある発言をし、理事長に審議結果を上げる。

私どもの法人は、理事長1名、副理事長1名、理事3名という構成で、この5名のうち常勤は3名と小規模であり、毎日のように理事長、副理事長、理事が集まり、重要事項について意見交換できることから、理事会を置かなくても、役員の意向は理事長のもとで集約できると考えている。

事務職員は、当面、県からの派遣という形でスタートしているが、19年度以降のプロパー職員採用計画を早急に検討し策定する旨中期計画に記載しているところである。

今年度は業務の安定的な移行ということで、県からの派遣という形にしているが、順次プロパー職員を採用し、なるべく早い時期に法人独自の職員で構成するような形に持っていきたいと考えている。

特に、経営、人事、労務、広報といった特定の分野については、専門の方を採用するといったことにも配慮しながら、プロパー職員に段階的に移行していきたいと考えている。

- 法人の実際の経理、広報、予算編成、資産の管理運用などは、どこの事務組織で行うのか。

☆ 事務組織は、法人としての事務組織と、大学としての事務組織という二本立てにしており、例えば、法人としての予算の編成、そういったものは法人としての事務組織が行い、予算の執行、あるいは経理といったものについては大学としての事務組織が行うということで組織上分けている。

- 現在、法人には、事務職員として県職員が27名派遣されている。

県としては、この2月に発表した新行政改革プランの中で、平成22年までの5年間で一般行政部門の職員を8.6%減らすことにしているが、法人に派遣している27名の職員についても、平成22年までに全て引き上げるという前提で考えている。

今後、法人に何名の職員が要るのか、あるいはどういう形にするのかということについては、法人において計画が策定され、必要な職員を確保していくということになる。

県が派遣している職員の給与は、基本的には交付金化をしている約12億円に、授業料等をあわせた20億円前後の中で対応していただくことになっており、職員給与の財源は既に保証している。

この4月1日から直ちに県の職員を全て引き上げるわけにはいかないということで、4年、5年かけて徐々に減らしていったら、その分財源はお渡ししているから、その中でプロパー職員の人件費支弁をしていただくということになる。

給与が高い職員を採用するのか、低い職員を採用するのかは、今から自助努力の中で検討されることだろうと思っている。

- 広報の専門家の採用という話があったが、広報というのは、大事なところであり、これはぜひとも進めていただきたい。

県立大学は、広報がうまくないところがある。

例えば、去年、竹の製品に関わる調印式であったと思うが、その場に、盛大に何か打ち出すなど発表の仕方を工夫していたら、県民に与える印象が随分違ったのではないか。

パンフレットを作るだけでなく、発表の仕方という点からも専門家が必要である。

また、地域共生センターに高齢部門と生涯学習部門があり、それぞれがパンフレットをつくっているが、地域共生センターとしての統一したパンフレットが必要ではないか、また、二つの部門には重なっている部分もあり、対外的に少しわかりにくいのではないか。

郷土文学資料センターの研究内容発表資料も、手づくりの資料で埋没するような感じであり、せっかくいい内容を持っているのにもったいないと思うし、資料の発送先についても県内の図書館と社会教育施設だけでなく、中学生、高校生にも十分わかる内容であるから、例えば、中学校、高校などの教育機関にも送付し、そこから育てていくという視点も必要ではないかと思う。

桜の森カレッジは、一般市民に呼びかけた大変よい試みであるが、これもパンフレットが簡単な手づくりであり、パンフレットスタンドにあると、埋没してわからない。

呼称についても、地域共生センター、郷土文学資料センターに、「附属」をつける必要はないと思うし、ちょっとしたキャッチコピーをつけるということもあってよいのではないか。

地域共生センターの生涯学習部門が出している教育情報では、「やまぐち共生センター」となっているが、突然出てきたという感じがする。

PRの方法の一つとして、県民局を十分に活用されたらどうか。

県民局のネットワークを活用して、例えば、会議があれば、そこで大学の内容を発表するなど、どんどん県民局を利用されたらどうか。

いろんな方々の知恵を借りて、広報に力を入れられたらどうかと思う。

- ☆ 地域共生センターの各部門のパンフレット等がばらばらで、統一がとれていないのではないかという点については、センター全体のパンフレットはもちろんあり、それぞれの部門が個別の状況の報告等あるいはニューズレター等を出しているところである。

広報体制全体の枠組み、あるいは統一的な広報体制をどのようにしていくかということだと思う。

附属の呼称については、附属の機関という形で言ってきた法人化以前の県立大学の名

残である。

「やまぐち共生センター」については、地域共生センターが発足したとき、附属何々という言い方をするよりも、できるだけなじみやすいようにということで名付けたものであり、「やまぐち共生センター」を愛称として地域に広めていこうという趣旨であった。

いずれにしても、郷土文学資料センターのパンフレットの配付等も含め、広報体制そのものに未熟さ、あるいは稚拙さ、あるいは今後の検討課題が多々あるということを改めて認識した次第である。

□ 県民局の活用は大変よいことだと思う。

県民局は地域の連携の拠点になっており、その中で、法人化後の大学をどう展開していくかが大きな課題と思う。

山口市だけで岩国、下関は余り関係がないということではなく、県の大学であるから、山陰あるいは下関、岩国の県民局等を積極的に活用していく必要は感じている。

竹については、基盤ができて、国際的にも事業が評価されつつあるようである。

大きな業績を残しているという事実をうまく説明し、PRしていけば、よい結果になると思うので、県としてもできるだけ協力してみたい。

● 法人化後の大学運営は、教員の意識改革、行動改革にかかっていると思う。

「人事の適正化に関する目標」にある「法人化のメリットを生かした弾力的な制度の構築」等はとても大切で、大学の教員は、自分の学科の教員がやめるとすぐ補充ということを考えるが、人件費の問題というのは、非常にウエイトが大きいので、経営という面と教育効果ということを考えて、学科を超えて教員が活用できるならばそうするといった、ブレーキをかける組織があって、全学的な教員の活用、適正配置ができるような仕組みを構築することは、ぜひ必要だと思う。

また、教員の意識を改革するには、いろいろな情報が必要であり、例えば、教員は教育研究に没頭していると経営という部分に疎くなるが、事務部局から各学科の非常勤のコストがこれくらいかかっているというデータが示されると、それではこの部分のコストダウンするにはどうしたらいいかということを考えるようになる。

大学全体として、皆でこれからどうしていくか考えていくというような意識改革につながるよう、情報を効果的に生かしていくことも必要だと思う。

☆ 全学的な教員の活用、適正配置は、非常に大事なことであるが難しいことでもある。

ある学部の先生が欠員になったときに、その学部は、すぐその代わりを採用しようとするが、採用をすべきかどうかは全体的な立場から見て決める仕組みはぜひつくらな

ければならないと思う。

それにはしっかりした哲学を持つ必要があるが、そういうシステムを徐々につくって
いこうと考えている。

意識改革は非常に難しい。

例えば、医療人というのは、毎日たたかれる、毎日評価を受けているのであるが、大
学の先生はそうした評価を受けていないと思う。

だから、学生から、ある先生の講義が全然なっていない、ばからしくて授業料は払え
ないというような意見、評価がどんどん出てくれば、意識も変わっていくと思うし、
そうした現場の評価に加え、我々の方からも評価をしていく。

この二つをやらないと意識改革は難しいが、もうしばらく時間をいただきたいと思っ
ている。

【財務関係】

● 予算の見通しはどうか。

□ 県としては、平成17年度の純計した運営費所要額を基に、18年度の運営費交付金
を約12億円と決めている。

県立大学には、それに加えて、入学料、授業料、研究の受託等が8億円前後あり、合
計約20億円が法人の予算規模である。

入学料等8億円はどう稼ごうが、どういうふうにしても法人の自由である。

ただし、その8億円が9億円になって、10億円になって15億円になったら、ベー
スの12億円をどんどん減らすかということ、これは減らさない。

そこで、何が行政改革になるかということ、自助努力として、2年度目からの向こう
5年間、毎年、平成17年度運営費所要額の1%ずつカットしていく。

法人には、そのことだけを求めており、研究費をいくらにするか、人件費をいくらに
するか等は、社会的妥当性の中で法人の方で決定していただきたいと考えている。

☆ 法人には、今年度、県から約12億円の用途を特定しない運営費交付金が交付され、
それに加えて法人自らが学生等から徴収する入学料、授業料、約8億円程度、そうい
ったものを含めて約20億円というのが法人の今年度の予算規模である。

4月1日から既に法人の事業活動が開始しているので、法人として今年度の当初予算
は組んでいるが、中期目標、中期計画の確定によって追加的に予算措置が必要なもの
等も出てくると思う。

新しい事業等については中期計画の確定を待つて今後補正予算で措置をしていくとい

う前提で、骨格予算として予算を組んでいる。

- 予算以外のものとして、県立大学のグラウンド、キャンパス、図書館、あるいは第2期工事に係る予定地等、県が所有していた財産を法人に出資しており、それが約58億円相当ある。

これをどう利活用するかも基本的には法人に任せているが、法人が7千万円以上の不動産、土地については、かつ面積が2万平方メートル以上のものを処分しようとするときは、議会の議決を得るようになっている。

- 経費の抑制についてどのように考えているのか。

- ☆ 運営費交付金は、6年間で約62億円交付されるわけであるが、その際に、法人も効率的な財務運営を行うということで、毎年、平成17年度運営費所要額の1%ずつ、6年間で約1億6,000万円が抑制される。

これを前提に、法人は、自らが徴収する授業料等を加えて予算を組むわけであるが、法人が県からの交付金と授業料等で運営していくに当たり、業務の効率化などを視野に入れて経費の抑制については当然努力するということである。

経費を抑制して、6年間やってみて、お金がもし残った場合にどうするかは、評価を受けた後にその取扱いを決めるという形になっている。

- 経費の抑制の具体的な達成水準についてはどうか。

- ☆ 法人としての6年間の財政計画を策定中であり、その中で、例えば、こういった経費については、こういう形で抑制をするということを示すことになる。

中期計画に、6年間の予算、収支計画を記載するようになっており、次回の評価委員会までに、お示しさせていただきたい。

- 期首の財務諸表の作成状況はどうか。

- ☆ 期首の財務諸表は、法律上作成が義務づけられているものではないが、4月1日時点でいくらの資産を保有しているのかということで、期首の財務諸表も当然必要と考えており、現在、準備中である。

- ◇ 中期計画については次回に継続審議とし、中期目標については、当委員会としての意見をまとめたい。

中期目標については、これまでの当委員会における審議等を斟酌して一部修正されたものが今回提示されているが、これについて、各委員から特段の発言はなかったように思う。

当委員会としては、今回提示されている中期目標（案）を適当と認めるということでよいか。

《各委員了承》